

# 全日本不動産政治連盟 大阪府本部 規 約

## 第1章 総則

(趣旨)

第1条 本規約は、全日本不動産政治連盟（以下「本会」という）地方本部規程第38条第3項及び全日本不動産政治連盟大阪府本部（以下「当本部」という）規程細則第7条の規定に基づき、当本部の運営上必要な事項について定めるものとする。

(事務所)

第2条 当本部は、主たる事務所を大阪府中央区谷町1丁目3番26号（全日大阪会館）に置く。

## 第2章 会員

(入会)

第3条 当本部の会員になろうとする者は、所定の入会申込書を当本部事務局に提出しなければならない。

(入会金、会費)

第4条 正会員は、当本部規程規則第2条第1項(1)・(2)に従い、入会金及び会費を納付しなければならない。

2 既納の入会金及び会費は返還しない。

## 第3章 当本部代議員

(定数の端数の取扱)

第5条 当本部代議員の定数は、当本部に所属する正会員30名に1名の割合により幹事会が指定する地区ごとに割り当て、端数15名を超える場合は、更に1名の割合で選出する。

## 第4章 当本部役員等

(選任)

第6条 当本部役員（当本部幹事及び当本部監査役）は、正会員の中から、当本部大会において選任する。

2 本部長候補者の選任は、役員改選期の大会で選任された幹事による幹事会の決議により行い、大会に報告する。

3 副本部長、当本部幹事長、当本部副幹事長、当本部会計責任者、当本部会計責任者職務代行者の選任は、本部長が当本部幹事の中から候補者を推薦し、当本部幹事会の決議により行う。

4 当本部監査役は、当本部幹事を兼ねることができない。

(本部長の候補者の選出)

5 本部長候補者は、公益社団法人全日本不動産協会大阪府本部（以下「全日大阪」という）で選出された本部長候補者と同一にする。

(幹事の候補者の選出)

- 6 当本部幹事候補者の選出方法は次のとおりとし、その余は当本部幹事会において別に定める。
- (1) 幹事候補者は、本部長候補者と、全日大阪の各支部の支部長とする。
  - (2) 本部長は会務運営の円滑を期すため必要と認めるときは、当本部規程細則第4条(1)に定める定数(幹事総数6名以上30名以内)の範囲内において幹事候補者を選出することができる。
  - (3) 幹事は地方本部規程第24条に定める顧問及び相談役に就任することはできない。

(監査役候補者の選出)

- 7 当本部監査役候補者の選出方法は、次のとおりとし、その余は当本部幹事会において別に定める。
- (1) 監査役候補者は、当本部規程細則第4条(2)に定める定数(2名又は3名)の範囲内において本部長候補者が推薦する。
  - (2) 監査役は、地方本部規程第24条に定める顧問及び相談役に就任することはできない。

(任期)

第7条 当本部役員任期は、地方本部規程第21条に従うものとする。

- 2 当本部役員に欠員が生じたときは、年次大会で決議できる場合に限り補選を行うことができる。

## 第5章 当本部幹事会

(幹事会の開催)

第8条 幹事会は、原則として毎月1回開催するものとする。ただし、その時点の幹事会において開催頻度を別に決定することができる。

(権限)

第9条 当本部幹事会は、本会の幹事会及び地方本部規程において定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 各委員長、各副委員長、各委員の選任及び解任
  - (2) 当本部大会に提出する議案に関する事項
  - (3) 当本部大会により委任された事項
  - (4) 財産管理に関する事項
  - (5) 本規約の改廃
  - (6) 本規約を施行するために必要な細則の制定又は改廃
  - (7) その他当本部の運営上必要な事項
- 2 前項の決議は本会の大会又は本会の幹事会の決議に抵触するときは、その効力を有しない。
- 3 第1項の決議のうち本会の大会又は本会の幹事会の承認を要するものは、その承認を得なければ、その効力を生じない。

## 第6章 本会代議員の選出

(本会代議員候補者)

第10条 当本部より選出する本会代議員は、幹事会が指定する地区ごとにおいて、当本部規程細則第3条で選出した当本部代議員の中から選出し、当本部大会の承認を得て選出する。

## 第7章 本会幹事候補者の選出

(本会幹事候補者)

第11条 当本部より選出する本会幹事候補者は、正会員の内より本部長が推薦し、当本部大会の承認を得て選出する。

## 第8章 会議

(会議の種類)

第12条 当本部は大会及び幹事会のほか、常任幹事会、全体会議を設ける。

(常任幹事会)

第13条 常任幹事会は、必要あるときは、本部長がこれを招集する。

(全体会議)

第14条 全体会議は、本部長、幹事長、副幹事長、委員長、副委員長、委員をもって構成し、必要に応じて本部長がこれを招集する。

## 第9章 委員会

(委員会の設置)

第15条 当本部は委員会を置き、業務の処理及び事業の執行を委員会で行う。ただし、幹事会の決定に反する執行をすることはできない。

(委員会の種別)

第16条 当本部に次の委員会を置き、次の業務を執行する。

- (1) 総務委員会：当本部の運営及び事業活動に関する事項
- (2) 政調委員会：当本部の基本政策の企画立案に関する事項
- (3) 議会・選挙対策委員会：地方議会活動の具体策の提言、行政及び議員との連携および選挙対策に関する事項
- (4) 組織広報委員会：内外の情報入手、組織拡充および広報活動に関する事項

(委員会の構成)

第17条 委員会は、委員長1名、副委員長および委員若干名をもって構成する。

- 2 委員長、副委員長および委員は、幹事長および副幹事長と協議のうえ本部長が選出し、幹事会の承認を得て委嘱するものとする。

(委員の任期)

第18条 委員の任期および退任については、本規約第7条の定めるところによる。

(委員会の運営)

第 19 条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員会の議事については議事録を作成し、議事録には議長およびその会議において選任された議事録署名人 1 名以上が署名押印し、事務局に備え付けるものとする。

## 第 10 章 雑則

(本部事務局)

第 20 条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局の運営に関し必要な事項は、幹事会の議を経て別に定める。

(調整)

第 21 条 この規約の解釈に疑義を生じた場合は、当本部幹事会の解釈に従う。

(規約の改廃)

第 22 条 本規約の改廃は、当本部の幹事会の決議による。

## 附 則

令和 3 年 4 月 20 日制定 (幹事会承認)

令和 3 年 5 月 14 日 大会承認により当本部会則を廃止後、本規約を施行